

# 大津市太陽光発電設備等の設置に係る工事検査要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例（平成29年条例第53号、以下「条例」という。）第15条に規定する工事完了の検査（以下「完了検査」という。）及びその他必要な検査について、必要な事項を定めるものとする。

2 この要領に定める他、大津市開発事業等工事検査要領、開発事業に係る工事検査の実施方法及び大津市開発事業等工事写真整備要領を準用する。

## (検査の種類)

第2条 検査の種類は、完了検査、中間検査、再検査とする。

2 完了検査とは、事業区域の工事全部の工事を完了した時に行う検査をいう。

3 中間検査とは、工事施工の途中において必要と認められる工程に達した時及び必要がある場合に、適宜行う検査をいう。

4 再検査とは、工事の手直し等の後において再度行う検査をいう。

## (工事検査の方法)

第3条 工事検査は、「大津市太陽光発電設備等の設置に係る工事検査の実施方法」により設置工事が条例許可等の内容に適合しているかどうかについて検査するものとする。

## (検査員)

第4条 検査員は、開発調整課の担当職員とする。

## (検査結果の通知等)

第5条 検査員は、第3条の工事検査を終了したときは、すみやかにその結果を「太陽光条例許可工事完了（中間）検査調書」（別記様式第1号、以下「検査調書」という。）により通知するものとする。

2 検査員は、第3条の工事検査により設置工事等が許可の内容に適合していないと認めるときは、検査調書の指示事項により設置工事等の手直しを指示するものとする。

3 事業者は、前項の設置工事等の手直しが完了したときは、「工事検査是正報告書」（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

## (工事検査済通知証の交付)

第6条 市長は、完了検査の結果、設置工事が条例許可の内容に適合すると認められたときは、事業者を設置工事の工事検査済通知書（様式第16号）を交付するものとする。

## 附 則

この要領は令和4年10月1日から施行する。